

# Capla Tender Program

キャリアプランニングは従業員にとっても良い会社を目指し、ワークライフバランスを大切に考えております。

## 育児等に関する制度

### ◆育児休業制度

育児のために子どもが1歳1ヶ月になるまで休業できます。法定基準より1ヶ月延長しています。子どもの1歳の誕生日を一緒にお祝いしてあげてください。  
また、夫婦で育休を取得する場合には、1歳2ヶ月まで休業期間を延長することが出来ます。  
(パパママ育休プラス)

### ◆育児休業の有休化

育児休業期間中の5日間を、有給休暇と致します。(法定は無給です)

### ◆育児短時間勤務制度

満10歳に到達する学年度末までの子どもを持つ従業員は、短時間勤務(6時間・6時間半・7時間・7時間半から選択可)が可能です。(法定は小学校就学の始期に達するまでです)

### ◆子の看護休暇

満10歳に到達する学年度末までの子どもを持つ従業員は、子どもの看護のために子どもが1人の場合は年5日間、2人以上の場合は年10日間まで休暇を取得可能です。  
(法定は小学校就学の始期に達するまでです)

### ◆配偶者の出産時特別有給休暇

配偶者の出産時、2日間の休暇が取得可能です。

## 介護等に関する制度

### ◆介護休業制度

家族の介護のために、通算93日まで休業できます。

### ◆介護短時間勤務制度

家族の介護のために、通算93日間の範囲で短時間勤務が可能です。

### ◆介護休暇

家族の介護のために、介護が必要な家族が1人の場合は年5日間、2人以上の場合は年10日間まで休暇を取得可能です。

## 出産・育児・介護等に関する制度

### ◆消滅有休積立制度

年次有休休暇のうち、2年を越えて消滅する残余日数を年に2日、上限を20日として積立・取得できます。ただし、取得事由は出産・育児・看護・介護・私傷病に限ります。

## キャリアプランニングでは仕事と家庭の両立を支援していきます。

### ◆岡山子育て応援宣言企業登録

### ◆広島県仕事と家庭の両立支援企業登録

